

**I 新スポーツセンター基本構想検討会（第1回） 頂いた意見の概要****1. 今のスポーツセンターの良い点・課題点****1) 良い点**

- ・相撲場は23区内唯一の施設であり、これまでに優秀な選手を輩出している。

**2) 課題点**

- ・スポーツセンターは何でも入れなければならないかどうか。総合的に色々入れると、かえって使いづらくなる。
- ・競技は利用者が限定される。
- ・相撲場の利用率は低い。
- ・施設内に食堂がない。
- ・スポーツセンターは学校教育カリキュラムではあまり利用しない。
- ・子どもがスポーツセンターを利用するのは、わんぱく相撲程度のイメージがある。

**2. 新しくつくるスポーツセンターに望むこと****1) 広さ・規模・場所**

- ・スポーツセンターは現在より広い敷地にあるとよい。
- ・スポーツセンターは後世に残るものなので、再開発のエリアも考えてはどうか。
- ・スポーツセンターは無理に1つにまとめず、2つあっても良いと思う。
- ・バレーボールやバスケットボールなど、選手の利用を考えると基準を満たす以上に面積を広げることが必要である。
- ・施設は狭くしてはいけない。今後50年使っていくものなので、しっかり検討すべき。
- ・面積要件にこだわらず、千代田区らしい、建築のすばらしさでアピールすべき。

**2) 利用できる競技・スポーツの種類**

- ・本来は各団体とも個別に競技できる場所がほしい
- ・大会が開催できる施設にしてほしい

**3) 新スポーツセンターのあり方**

- ・スポーツをしない人も訪れるスポーツセンターにしたい。
- ・複合的な施設として、1階に食堂やカフェなどを設けると良い。
- ・建設候補地が住宅地内である場合、運営上音や光で苦情が出る恐れがあり、周辺環境に配慮する。
- ・スポーツだけでなくアメニティを意識し快適に過ごせる施設とすることが必要である。
- ・機能だけでなく、シンボリックに、建築のすばらしさなどで他に誇れる施設にしたい。
- ・障がい者は健常者と交流する機会が少ない。トイレ、ドアなど施設面をきちんと整備し、障がい者もここに来れば運動ができるような施設としてほしい。
- ・利用動線についての視点も共有し、検討していきたい。
- ・スポーツセンターの検討には、ハードだけでなくソフトの検討もすべき。
- ・ホールを計画するなど「文化のまち」として発展することを意図して進めていきたい。
- ・オリンピック・レガシーを考えると、スポーツアスリートを参観するなど、体育について調べる学習があれば、スポーツセンターと子どもたちの距離が縮まる。

- ・スポーツセンターが子育てに役立つ施設として、子どもを連れて行くと運動嫌いの子でもできる運動を提供し、子どもが遊びながら健康になれる仕組みがあればいい。
- ・ニーズに合わせて変化に対応するハードが必要である。
- ・収益水準をどこに設定するか。公益性や収益性を明確に示す必要がある。
- ・子どもも高齢者にも指導できる、双方の資格を持った指導者の育成が必要である。
- ・過去3年の利用状況を確認すべき。どの時間にどんな団体が使っているのか、それは多いのか少ないのかを把握し、そのデータを活かして新しいスポーツセンターを建てるべき。
- ・今後50年、千代田区にどんな企業・仕事があり、どんな子どもが育ち、どんな生活があるのかなどを考える必要がある。

#### 4) 施設連携

- ・小学校の体育館をもっと活用し、トイレ等整備して使用しやすいようにしてほしい。
- ・小学校を含め、公共のスポーツ施設で交流を増やしたい。
- ・体育協会が援助して昼使っていない他の場所を武道場として使えないか。
- ・区内にいろいろなスポーツ施設が存在する。これらを再整理・再調査すべき。
- ・学校のスポーツ施設はどうすべきかを明確に決める必要がある。

#### 5) 検討や整備の進め方

- ・パブリックコメントは区内住民だけでなく在勤、在学者にも意見を聞く。
- ・本検討会では、「新千代田区立スポーツセンター整備に関する提言」は、参考として取り扱う。
- ・本検討会は5回としているが、状況によっては1回追加なども柔軟に対応する。
- ・検討は合意形成をしっかりとりながら進めていきたい。

以上

## II 現地調査の実施

### 1. 現地調査スケジュール

(1) 実施日時：平成30年7月31日（火） 13時00分～17時00分まで

(2) 参加者：合計16名、詳細は以下の通り。

委員：木村和彦（委員長）、菅野豊、松野大樹、高橋美智子、坂井重正、  
安達宣郎、土屋勝彦、込山理子、小川賢太郎、緒方直美（敬称略）

事務局：生涯学習・スポーツ課3名、株式会社東京ランドスケープ研究所3名

(3) スケジュール：下記の通り。

時間		場所	実施内容
13:00	集合 出発	千代田 区役所	出席確認
↓	移動	バス	資料配布・連絡事項
13:28 14:36	到着 視察 出発	墨田区 総合 体育館	施設見学 13:30～14:30 ※管理者より施設説明、この間で適宜質疑等
↓	移動	バス	
15:16 16:00	到着 視察 出発	葛飾区 水元総合 スポーツ センター	施設見学 15:16～15:58 ※管理者より施設説明、この間で適宜質疑等
↓	移動	バス	
17:00	到着 解散	千代田 区役所	

## 2. 現地調査内容

### (1) 墨田区総合体育館

①説明者：墨田区総合体育館渡辺館長、墨田区スポーツ振興課尾関氏、高比良氏

②見学施設：5階屋上 フットサルコート、アーチェリー場

4階 観覧席

3階 体育館（メイン・サブ、間仕切り）、ランニング用周回路

2階 ロッカールーム、武道場（板張2室）、武道場控室、トレーニングルーム、総合受付ロビー、展示（王貞治コーナー）

1階 プール、採暖室、ジャグジー ※見学順に記載



### (2) 葛飾区水元総合スポーツセンター

①説明者：葛飾区生涯スポーツ課土屋氏、小瀧氏

②見学施設：屋外 多目的広場（サッカー、野球、グラウンドゴルフ等利用可）

1階 武道場（畳・板張2室）、ラウンジ（2箇所）、プール（児童用・競技用）

2階 トレーニングルーム、地域交流ホール（A～C3室、間仕切り）、体育館（メイン・サブ、カーテン間仕切り）、ランニング用周回路

3階 フィットネススタジオ、会議室 ※見学順に記載



### 3. 管理運営について（参考）

現千代田区立スポーツセンター及び葛飾区水元総合スポーツセンターは、指定管理者による管理運営を行っている。また、墨田区総合体育館は、PFI方式により民間事業者が建設し、管理運営も建設した民間事業者が行っている。

それぞれの管理運営の特徴は、下表のとおりである。

手法	指定管理者制度	PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)
法的根拠	地方自治法	PFI法
対象	地方自治法に定められた「公の施設」に限定	公共施設等のうち、利用料金を徴収するものに限られる
業務範囲	施設維持管理、利用料徴収	施設的设计・建設・改修・更新、施設維持管理、利用料徴収
利用料金の設定	条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとし、あらかじめ地方公共団体の承認が必要	運営権者が定めるものとし、公共施設等の管理者等に届け出ることになっている
費用の徴収	法令上の規定はないが、利用料金収入が当該公の施設の管理に係る経費を上回る場合に、その一部を当該地方公共団体に納付する仕組みを採用することは可能	公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、運営権者から当該施設の建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を「運営権対価」として徴収できる
使用許可の権限	条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができる	使用許可の権限は現在認められていないが、法改正に向けた検討がなされている
地位の移転等	地位の移転は想定されておらず、現指定管理者の指定の取り消しと新指定管理者の指定という手続きとなる	物権とみなされる運営権を公共施設等の管理者等の許可を受けて移転することが可能 運営権の移転を許可する場合はあらかじめ議会の議決を経る必要がある (条例に特別の定めを設けた場合には議会の議決を要しない)
運営期間	5年	最長30年
メリット	行政費用の削減が見込まれる 導入時の手続きがPFIに比べ、行いやすい	行政費用の削減が見込まれる 民間の長期運営により、ライフサイクルコストの軽減に寄与することが期待される
デメリット	指定期間が短いと効果が限定的になる場合がある	PFI法に則り、実施方針等の情報開示が必要で、導入までの期間が長くなる可能性がある

※PFI手法は多岐にわたり、上記説明は公共施設等運営権制度を活用したPFI事業を指す。